

**令和2年度第2回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨**

【開催要領】

1. 開催日時：令和2年8月4日（火）10：00～11：05

2. 場 所：エコ計画浦和ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

青木 宏之	埼玉運輸支局
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
中村 満良	保健福祉局福祉部
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
蓮見 実	浦和区健康福祉部保健センター
花本 博之	社会福祉法人ハッピーネット
百澤 和宏	保健福祉局長寿応援部介護保険課
山崎 桜子	保健福祉局福祉部障害支援課
雪竹 伯宏	特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 太佳博	埼玉県庁企画財政部交通政策課
大堀 充雄	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

- ・ 社会福祉法人 埼玉福祉事業協会
- ・ 一般社団法人 onehand
- ・ 一般社団法人 Presents Heart

3 報 告

- (1) 令和元年度下半期輸送実績報告について
- (2) 軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について
- (3) 登録の抹消について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和2年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和2年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和2年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）
- 資料2 更新登録申請書（一般社団法人 onehand）
- 資料3 新規登録申請書（一般社団法人 Presents Heart）
- 資料4 令和元年度下半期輸送実績報告書
- 資料5 軽微な事項等の変更について
- 資料6 登録の抹消について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

雪竹委員 前回の更新から旅客は増えていないようだが、旅客の入れ替わりはないのでしょうか。

事業者 多少の入れ替わりはございます。基本的には公共交通機関を利用している方が、公共交通機関を利用できないような場所に行く場合に利用してもらっているような状況です。

青木委員 対価が非常に低廉に設定されていますが、対価設定に対する法人としての考え方はどのようなものでしょうか。また、対価の引き上げを行ったことはありますか。

事業者 車椅子の利用者等重度の障害の方の利用が多くなっており、収入が少ない方が多いため、金額は低く設定しております。H18年度の当初設定金額から引き上げは行っておりません。金額については検討事項ではあると思っておりますが、今回はこの金額で申請させていただきます。

青木委員 他の事業との関連もあると思いますが、対価を変更するには本協議会での協議が必要になりますので、ご承知おきください。

事業者 承知いたしました。

伊藤委員 令和元年度下半期で30件程実績があるようですが、どのような目的で利用されているのでしょうか。また、旅客の障害区分「その他」の内訳はどのような方でしょうか。

事業者 主に知的障害でございます。買い物での利用が多くなっております。

伊藤委員 依頼件数はそもそもこの程度なのでしょうか。それとも要望はあるが対応できていない状況なのでしょうか。

事業者 利用者が利用したい時間帯が集中することが多く、人員に限りはあるため、対応できていないケースはございます。

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 退室

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 onehand）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 onehand 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

青木委員 今回初めての更新となるが、実際の移送はどのような状況なのでしょう
か。特に複数乗車の対価設定があるが、複数乗車の利用実績はあります
か。

事業者 就労先への移送が多くなっております。複数乗車での利用もまれにござい
ます。

青木委員 運行管理体制と運転者の関係ですが、運転者は1名だけですか。運転者と
運行管理の責任者が同一となってしまっており、安全な運転のための確
認・点呼は、客観的な目で判断する必要があるため、管理体制としては好
ましくありません。

事業者 現在講習中ではあるが、近々運転者が2名増える予定です。

青木委員 運転者が合計3名になるということですね。新しく入ってくる運転者の方
に対する安全確認を徹底してください。

事業者 はい。

青木委員 生活サポート事業の対価について、今回、1時間単位から30分単位に変更
したのは利用者の利便性を図るためということでしょうか。

事業者 はい。実態として30分以内での利用が多かったため変更するものです。

○一般社団法人 onehand 退室

○一般社団法人 onehand の申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（一般社団法人 Presents Heart）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 Presents Heart 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

小林委員代理 定款に「さいたま市生活サポート事業」との記載がありますが、事業はす
でに実施していますか。

事業者 現在まだ行っておりません。本協議会での協議後に生活サポート事業の申請を考えております。

小林委員代理 その場合、新たに生活サポート事業としての対価設定が必要で、別途変更申請をしていただくことになります。

事業者 はい、承知いたしました。

小林委員代理 対価の記載について、修正・追記していただきたい箇所がございます。2kmまで300円、以後1kmあたり100円加算となっているため、5kmの部分は600円、10kmの部分は1,100円に修正してください。また、「迎車回送料金」と「待機料金」の設定が金額のみの表示となっているので、「〇回あたり」や「〇分あたり」といった単位を設定していただけるとより明確になりますので追記をお願いします。

事業者 はい。ご指摘のとおり、「迎車回送料金」については、「1回あたり」、「待機料金」については「30分あたり」と追記させていただきます。

小林委員代理 距離制と時間制をどのように使い分けていく予定でしょうか。

事業者 使い分けについては悩んだ部分ですが、基本は距離制で考えております。ただし、時間制の方が安くなるような場合は時間制を利用させていただこうと考えております。

高場委員 待機料金について、距離制と時間制で設定が異なるのはどのような理由でしょうか。

事業者 今回、他の事業者の距離制と時間制の対価設定等を参考にそれぞれ別体系という位置づけで異なる設定としたものでございます。ただ、正直なところ悩んでおり、ご意見を伺いたい部分でもあるのですが、仮に異なる料金設定というものが好ましくないということであれば、安い300円の方に合わせたいと思っております。

高場委員 距離制でも時間制でも、待機時間という概念自体は変わらないです。

青木委員 運送の対価と待機時間の違いをきちんと理解する必要があります。自宅から病院に移送する場合、自宅から病院まで旅客を車に乗せて移動する時間に対する対価が運送の対価、病院で降ろした後に車で待っている時間に対する対価が待機時間に係る対価です。待機時間はスタッフが拘束されることから、スタッフに対する人件費という意味合いで支払われるものであ

り、運送の対価は安全な運送行為を行うために、その分の対価が上乘せされることとなります。先ほど高場委員がおっしゃったように、待機という行為自体は、距離制と時間制で変わるものではなく、その意味でも待機時間の対価が異なるというのはおかしいです。

事業者 ありがとうございます。今のご説明でよく理解できましたので、300円で統一させていただきたいと思います。

青木委員 距離制と時間制の選択について、それぞれの適用方法を明確に定めておく必要があります。今回新規なので特に強調しておきますが、両方の対価を旅客にきちんと提示したうえで、旅客に選択してもらうことが大前提となります。その手間を省いて距離制のみを提示するようなことは絶対に避けたい。

事業者 かしこまりました。

青木委員 代表が別に経営する株式会社プロペラジャパンから車両の提供を受けるとなっており、「提供と使用に関する契約書」が添付されていますが、様式が個人の運転者から車両の提供を受ける場合に使用する様式となっています。この場合、法人間同士でのきちんとした内容の契約書とする必要があります。

事業者 はい。

青木委員 そもそも株式会社プロペラジャパンはどのような事業を行っているのでしょうか。

事業者 福祉に係る事業を行っております。

青木委員 福祉タクシーは行っておりますか。

事業者 行っております。わずかではございますが利用がございます。

青木委員 福祉タクシーを株式会社で営業している中で、福祉有償運送を今回申請しようと考えたのはなぜでしょうか。

事業者 生活サポート事業の依頼が多く、それに対応するためです。

青木委員 福祉タクシーと別の社団法人を設立して福祉有償運送を同じ者が経営する場合、福祉有償運送という安い対価を示しつつ、実際は福祉タクシーに利用者を誘導するという、利益誘導が行われるのではといった懸念が指摘されます。

事業者 そのようなことはいたしません。

青木委員 利用目的や利用者の棲み分けをきちんとしてください。

事業者 わかりました。

青木委員 車検証を拝見したところ、「自家用」ではなく「事業用」になっております。基本的なことですが、自家用有償運送には「事業用」の車両は使用できません。この車両が使えないとなると、登録車両がゼロになってしまいます。

事業者 別の車両がございますので、そちらの車両を登録させていただきたいと思っております。

青木委員 新たな車両に関する資料が一切ない状況です。誰かがきちんと内容を確認したうえでないと協議会としての承認はできません。

事務局 事務局と事業者で調整させていただき、新たな車両に関する資料等が出揃った段階で、各委員に改めて送付させていただきます。書面をご確認いただいたうえで、異議がないようであれば協議が調ったものとさせていただくということによろしいでしょうか。

中村会長 それでは、そのような方向でお願いします。

○一般社団法人 Presents Heart 退室

中村会長 改めて確認ですが、対価に関する事項を修正し、新たな車両に関する書面を追加で提出させたいと、各委員に内容を改めて確認してもらった後に協議が調ったものとさせていただくということによろしいでしょうか。

○異議なし

●令和元年度下半期の輸送実績について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

●登録の抹消について

○事務局から、概要を資料6に基づき説明

中村会長 報告事項について、ご質問等ございますでしょうか。

伊藤委員 登録の抹消について、事業者から抹消理由は聴取しておりますでしょうか。

事務局 事業者からのヒアリングは行っておりません。

青木委員 他の協議会ですが、短期間の間に複数の事業者がやめるという状況が発生したことがありました。輸送実績がそもそもなかった事業者であれば分かりますが、輸送実績があるにも関わらずやめたということは何かしら事情があると思われれます。今後、廃止届が提出されたタイミングで事務局の方できちんと確認して、協議会の場で報告していただきたい。

事務局 承知いたしました。

伊藤委員 追加で1点よろしいでしょうか。他の協議会において感じたことですが、協議会で事業者に現状を話してもらった際、基本的には聴取するのみで終わってしまい、対策について協議する場がないのが現実です。毎回の協議の中で、現状や今後継続していくつもりがあるか否か等を事業者に話してもらい、事業者が退室した後に、たとえば、必要性があるのに供給ができていないという状況があるのであれば、それについて意見交換する時間があってもいいのではないかと個人的には感じております。

中村会長 貴重なご意見ありがとうございます。今後参考にさせていただきたいと思っております。

以上